刑訴予備令和４－１８肢イ

第１　肢の結論

誤っている

第２　氏名を開示しないで弁護人選任届出を出す行為は適法か

１　問題の所在

被告人が自らの氏名を一貫として明らかにせず，刑事施設の居室番号の自署，拇印等により自己を表示し，弁護人が署名押印した弁護人選任届を提出した（３０条１項)。この場合，選任届が適法となるか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

不適法で却下されることがある。

よって，肢は誤っている。

（２）理由

まず，前提として被告人には，内容に関わらず黙秘権が法律上，保障されている（３１１条１項)。氏名の黙秘も法律上は，保護の対象となる。

したがって，弁護人選任届出においても，法律上保護されている黙秘権の延長であるとして，氏名を書かず，居室番号の自署，拇印等により自己を表示したとしても本人が特定できるのであれば，弁護人選任届出も適法とすべきとも思える。

しかし，不当である。仮に氏名がわからない場合，本人の情報が特定できず，満足な防御活動ができない恐れがある。適切な防御を行うためには，被告人の情報は必要である。したがって，選任の段階で，必要最小限の情報について，適法性の要件にする必要がある。

黙秘権が保障されたのは，捜査機関に対して，被告人の防御権を最大限保証するためである。

弁護人は，捜査機関ではなく，被告人の防御のために存在する。したがって，このような場合にまで，黙秘権を保証する趣旨ではない。

よって，結論通り，氏名がない場合は，不適法で却下されることはある。

以上